インドネシア：規制緩和後の事業許認可

PT. Fuji Staff Indonesia（フジスタッフインドネシア）　代表取締役社長 加来 文子 氏

はじめに

2020年11月、雇用創出法2020年第11号が施行しました。オムニバス法と呼ばれるこの法律は、既存の改定が必要な77本の法律をまとめて整備したもので、細則として47政令、4大統領令が制定されました。また、実行細則として各省庁からの大臣令等も続々公布されています。

新規進出・既存現地法人の事業拡張に大切になる規定は以下の通りです。

1. リスクベース事業許認可実施に関する政令2021年第5号
2. 投資事業分野に関する大統領令2021年第10号・改定第49号
3. 管轄セクターが公布する大臣令・機関令

このうち、上記2は、以前は「ネガティブリスト」として知られており、投資規制・中小企業保護にフォーカスされたものでしたが、オムニバス法以降は「プライオリティリスト」となり、特定事業への税務・非税務優遇措置を前面に出し、外国投資に対してはかなり開放された印象になりました。

また、上記3では、必要となる技術的要件が規定されており、実際に許認可を取得した事業を行う際に重要になります（自社で実行できるかを知るためには、許認可を取得する前に参照いただきたい規定ではあります）。

今回は、主題の通り、「1. リスクベース事業許認可の運用」について重点的に解説したいと思います。

リスクベース事業許認可とは？

リスクベース事業許認可は、これまでにはなかった新しいコンセプトの事業許認可規定で、事業に必要な許認可をインドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに安全、衛生、環境への負荷等の計算式で算出されたリスクレベルに基づき規定しています。当地では、「リスクベースアプローチ」と呼ばれ、「RBA」と略されています。

インドネシア標準産業分類（KBLI）とは、インドネシアで行うことができる事業活動を基礎分類（頭2桁）、大分類（頭3桁）、中分類（頭4桁）、小分類（5桁）で分類したもので、企業側は、活動の内容ごとにKBLIに適合した許認可を取得していくことになります。フォワーダー等、特別業種（一つの法人で一つの事業しかできない業種）として規定されていない限りは、一つの企業が複数のKBLIに適合した許認可を取得することが可能です。

少し余談になりますが、インドネシアでは、輸入の際に必要となる輸入業者番号は、原材料や副材、自社で使用する設備等を輸入することができる製造者用（API-P）と転売目的（いわゆる「パススルー」と呼ばれているもので、当地で付加価値を付けない）の商品を輸入することができる商社用（API-U）の2種類しかありません。さらに、一企業では、この2種類のうち、どちらかを選ばなければならないと規定されているため、製造業に商社機能も付けようとする場合は、この輸入業者番号を製造者用、商社用のどちらかに選択する必要があるため、原材料および転売する商品の両方を輸入ということは実質的に難しいというケースもありますので、注意が必要です。

よく「製造業に商社機能を持たせることは不可能ですか？」というご質問をいただきますが、本件は輸入業者番号にひも付くものですので、製造用の材料や設備は国内調達がすべて可能で、転売する商品のみが輸入という場合やその逆のケースでは、一つの会社でも製造業とディストリビューターとして商社活動を行うことは可能です。

ただし、外資ディストリビューターには、インドネシア国内のディストリビューターや代理店を通さなければいけないという規定もありますので、商社機能を追加する場合にはよくご検討されることをお勧めいたします。

では、次にリスクベース許認可の基礎となるリスクレベルについて解説していきます。

リスクレベルは低・中・高リスクの3段階に分かれており（中リスクは更に中の低（Middle-Low）、中の高（Middle-High）に分類）、それぞれ取得しなければいけない許認可が異なります。

図表1. リスクレベル別での許認可の申請手続きの違い

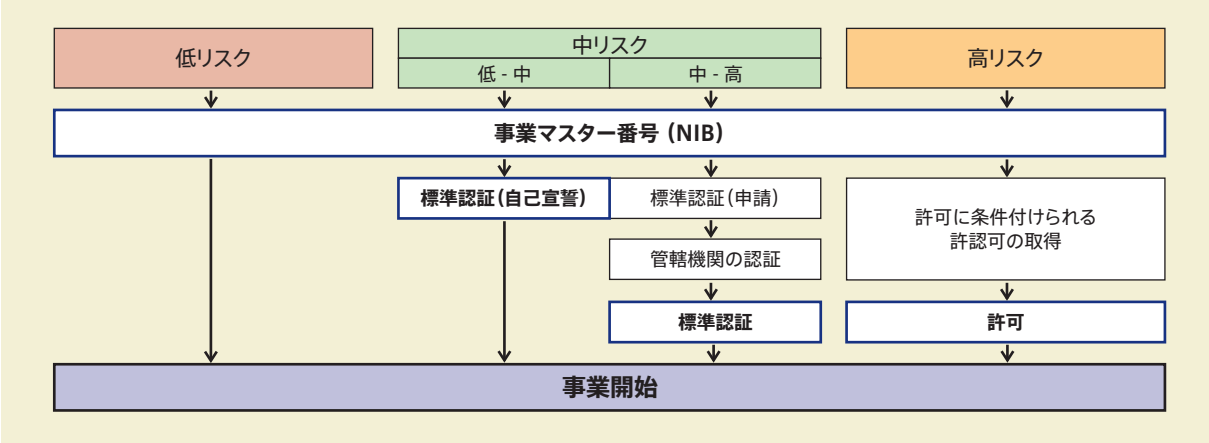

（出所）筆者作成

図表1でも分かるように、低リスク、中の低リスクの事業の場合は、許認可申請がかなり簡素化され、事業が開始できるまでの時間も短縮されることになります。また、多くがインドネシア語のため、外国人単独での申請には問題が残るものの、これまで各省庁で行われていた申請も、ほぼすべて事業許認可統合電子サービス（OSS）で申請できることになっておりますので、海外からでもアクセスは可能になり、利便性も増しています。

最低資本金と最低投資額

一方で、投資条件においてはハードルがあがっています。

当地における外国投資企業（PMA）の最低払込資本金が従前の25億ルピア超から100億ルピア超へ引き上げられました（既存の企業については、現状を維持する限りは既得権の保護が働くと考えられます）。

その他にもいくつかの規定があります。

✓ 株主の自国での会社規模は関係なく、当地の大規模企業に分類されます（事業資産 100億ルピア超または年間売上 500億ルピア超）

✓ 1％でも外資が資本参入している場合

✓ 外国投資企業（PMA）はインドネシア法人ですが、外資と同様の扱いとなるため、ローカル会社の株式を1株でも買収した場合、当該ローカル会社は外国投資企業のステータスとなります。さらに当該ローカル企業に子会社がある場合は、その子会社も外国投資企業となるため、注意が必要です

また、最低払込資本金とよく混同されるのが、「最低投資額」です。こちらも事業を拡張し、事業活動を一つ増やすごとに土地建物を除き100億ルピア超を投資することが義務付けられました。つまり、前述のインドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに100億ルピア超の投資が必要になります。

ただし、事業によっては、例外もあります。

1. 大規模商業（ディストリビューター）および建設業

・土地建物を除きKBLI頭4桁ごと、つまり、KBLI頭4桁が同じ商品・サービスであれば、KBLIを同時にいくつ取得しても、最低投資額は100億ルピア超

2. 飲食業

・土地建物を除き、KBLI頭2桁、ロケーションごとに100億ルピア超

・飲食業のKBLI頭2桁は「56」で、この中にレストラン、カフェ、バー等が入っていますので、実質上は、同じ場所にレストランとバーを併設させても最低投資額は100億ルピア超ですが、2ヵ所以上に設置する場合は、店舗ごとに100億ルピア超の投資が必要

・規模（席数）などにより、外資が入れない場合もありますので、注意が必要

3. 製造業

・土地建物を除き、一つのライン内でKBLI5桁が違う製品を生産する場合は、まとめて100億ルピア超

4. 不動産・開発業

・ビル一棟、住宅街全体の場合：土地建物を含み、100億ルピア超

・フロア、ユニット単位、戸建て単位の場合：土地建物を除き、100億ルピア超

現在使用していない事業許可があるので、旧許認可を取り消す代わりに新許認可の投資ルピアが免除にならないか、というご質問をよくいただきます。以前取得した許認可は取得時に100億ルピアの投資がされたものと解釈されるので、差し替えはできません。追加はあくまでも新規として新たに100億ルピア超の投資が必要になります。

投資をするのであれば、当然、資金がなければ投資はできません。では、「最低投資額」の資金源には何があるのでしょうか。

よく「事業拡張のためには、100億ルピア超の増資が必要ですか？」というご質問をいただきます。もちろん、自己資金（増資）も一つの資金源ですが、それ以外にも、借入（インドネシア国内・海外、親子ローンを含む）と内部留保の再投資も資金源になりえますので、すべてが増資による自己資金の投資である必要はありません。

また、よくいただくご質問の中に「当社は非製造業で取扱製品が増えたとしても、特に投資するものがない」というものがあります。

そもそもインドネシアの投資の概念は、製造業を中心にデザインされているため、KBLIが違う品目を生産する場合には、設備投資も人材の確保も必要になることから、新しい投資が生まれるという考え方になるため、非製造業でも新しい事業を行う際には、この最低投資額が適用になります。

事業許認可統合電子サービス（OSS）での申請

2018年より新システムとしてOSSが導入され、事業許認可はオンラインで申請するようになりました。バージョン1.0から1.1を経て、2021年8月9日よりリスクベースアプローチ版がソフトローンチしました。

現状は、ソフトローンチの名の通り、まだ申請できない許認可等もありますが、次の日にはできるようになることもあり、日々進歩をしている感じです。バージョンアップごとに企業側がデータを移行・確認しなければいけないという特色もあります。移行していない、または移行がうまくいっていない場合は、会社データが空欄になることで、許認可が申請できないこともありますので、必ず確認をしておいていただきたいと思います。

なお、日本でもインドネシア関連のニュースとして報じられておりますが、インドネシアの憲法裁判所が2021年11月25日、オムニバス法を違憲とする判決を下しました。ポイントとしては、以下の通りです。

・オムニバス法制定におけるプロセスの問題

・政府と議会に2年の期間を与え、是正することを命令

・2年間は、現行オムニバス法と既出関連細則は有効とするが、2年以内に是正できない場合は、オムニバス法自体が無効

・判決以降は、影響の大きい、戦略的な事項の保留、新規の関連細則発出を禁止

ジョコ・ウィドド大統領は11月29日、憲法裁判所から違憲判決は出ましたが、条項を否定されたものではなく、オムニバス法自体は現在有効であるため、海外の投資家にも安心して投資をしてほしいという旨を表明しました。

ただ、オムニバス法制定前から、特に労務面では労働組合などから大きな反対があり、日系企業でも不安の声は上がっています。今後の動向に注視が必要です。（執筆日：2021年12月2日）

加来 文子 氏プロフィール

1994年にインドネシア大学の語学留学後、インドネシアで広告代理店、製造業での就業経験を経て、2006年にフジスタッフインドネシア*入社。

製造業勤務時代、社長秘書、生産管理、社員教育や組合問題を含めた間接業務に携わり、その経験を活かした労務コンサルティングを経て、2009年より新規進出企業や既存企業への会社法、事業許認可を中心としたコンサルティングへ移行、現在に至る。

2017年にフジスタッフインドネシア 代表取締役社長に就任。　＊2018年より東洋ワークグループ（本社：宮城県仙台市）の一員となる

習近平政権が掲げる「共同富裕」政策の行方
～中国における足元の規制強化と格差是正に向けた動き～

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム
主任エコノミスト 月岡 直樹

持続可能な成長に向けた長期目標「共同富裕」

中国の習近平政権が掲げる「共同富裕」のスローガンがいま、世界の注目を集めている。経済政策を討議する中国共産党の中央財経委員会は、2021年8月17日に開催した会議で「質の高い発展の中で共同富裕を促進させる」方針を確認した。貧富の格差是正に向けて、市場メカニズムによる所得の「一次分配」と税制・社会保障を通じた所得の再分配を改善し、慈善事業や寄付を通じた所得の「三次分配」を奨励することで所得分配機能を強化。低所得者層の収入を底上げし、中間所得層の比率を高めて所得構造がオリーブ型となる社会を構築し、「共同富裕」を実現させる考えを強調した（図表1）。

図表1. 所得分配による「共同富裕」実現のイメージ

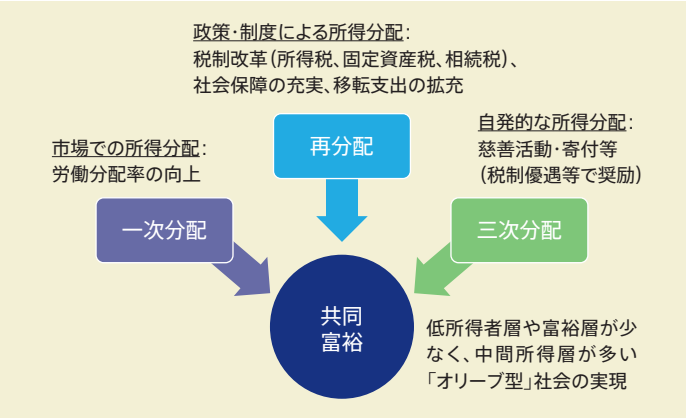

（出所）中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

「共同富裕」とは、読んで字のごとく「皆がともに豊かになること」である。1950年代に毛沢東氏が提唱し、改革開放を主導した鄧小平氏も、豊かになれる者・地域から豊かになればよいという「先富論」を掲げつつ、ゴールを「共同富裕」の実現に定めていた。習氏も2012年の党総書記就任以降、この言葉にたびたび言及しており、決して目新しいスローガンではない。習氏は、2021年7月の中国共産党創設100周年の記念式典において党が長年目標としてきた「小康社会（ややゆとりある社会）の全面的な完成」を宣言しており、次の長期目標として「共同富裕」の方針を全面に打ち出したものとみられる。

これを経済政策の大転換と受け止める見方も存在するが、実際のところ、中央財経委は一部の人が勤労努力と起業家精神によって先に豊かになる「先富論」を否定しておらず、「共同富裕」は画一的な平等をめざすものではないとも断っている。そのため、政策の転換というよりは、持続可能な成長を図る方向性が更に明確化したものとみなすべきであろう。

規制・取り締まり強化は「一次分配」の最適化を図る動きか

「共同富裕」が注目を集める背景には、これまで野放図に発展し、高収益を上げてきた業界に対する規制・取り締まりの強化がある。中国政府は、2020年12月の中央経済工作会議で「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」の方針を決定した（図表2）。その後、アリババやテンセント、美団（Meituan）、滴滴（DiDi）といった中国を代表するITプラットフォーマーに対する独占禁止法違反の摘発・処分が相次いでいる。2021年7月には、子供たちの学習負担と親の経済負担を軽減することを目的に教育サービスの規制が強化され、小中学生向け学習塾を非営利化させる急進的な措置が市場に大きな衝撃を与えた。

8月の中央財経委は、「高すぎる収入の合理的な調整」を図って、「高収入層・企業がより多く社会に還元することを奨励」するほか、「収入分配秩序を整頓」し、「違法収入を断固として取り締まる」ことも強調してい

た。前後して、他の業界にも規制・取り締まりの波が押し寄せている（図表3）。

オンラインゲーム業界では未成年者に対するサービス提供が金土日・祝日の夜8～9時に限定され、芸能界ではタレントを熱狂的に支援する「飯圏（ファンサークル）」が高額消費をあおっている等として規制対象となった。証券会社や法律事務所、会計士事務所、投資ファンドには、証券市場で横行するインサイダー取引や相場操縦、粉飾決算、開示情報の虚偽記載といった不正行為に絡んで調査のメスが入っている。ITプラットフォーマーへの取り締まりが緩む気配はなく、営利行為を禁止された学習塾は大規模なリストラや倒産に追い込まれている。

こうした規制・取り締まりの強化は、市場における「一次分配」の最適化を図るという形で「共同富裕」の方針が具体化した措置とみることもできる。これらの業界において、大企業による優越的な地位の乱用や過度な利益追求が問題視されてきたことは確かであり、不当競争の是正や不正・腐敗の取り締まりは公正な市場競争環境を整えるために必要な措置と言えよう。また、当局が9月に行ったフードデリバリーサービスに対する指導は、ギグワーカーである配達員の待遇改善という形で労働者の権利保護に資するものとなっている。ただ、社会的な影響力が大きい民営企業を狙い撃ちしているようにみえる点が否めないうえに、当局による政策変更が市場には唐突に映り、企業の事業活動や収益見通しへの不確実性を高める結果ともなっている。

実際、マーケットでは新たな政策措置が発表されるたびに関連株が大幅に下落し、国有企業株が多い上海市場と中資系テック株が多い香港市場で明暗が分かれる展開となっている（図表4）。当局側は市場不安の払拭に努めており、劉鶴副総理は9月6日、「民営経済の発展を支持する方針は変わらない」と述べ、同8日付の党中央機関紙『人民日報』も、一連の措置は市場秩序を守るためであり、民営経済の発展に対する支持や対外開放政策は不変との立場を強調している。

図表2. 当局による「資本の無秩序な拡張の防止」のイメージ

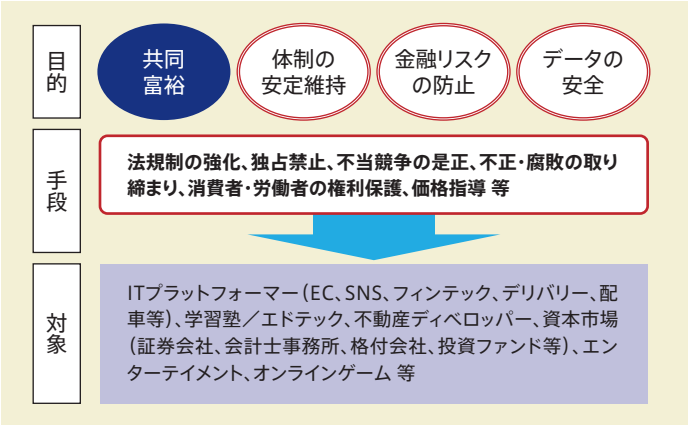

（出所）中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3. 「共同富裕」をめぐる直近の政策の動き

年月	政策・出来事
2020年12月	中央経済工作会議を開催。「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」を決定。以後、ITプラットフォーマーに対する独禁法違反の調査・摘発相次ぐ
2021年3月	全国人民代表大会が『第14次五カ年計画および2035年長期目標要綱』を採択。「共同富裕」に6回言及
6月	浙江省全域を「共同富裕モデル区」に指定
7月	習近平総書記が党創設100周年記念式典で「小康社会（ややゆとりある社会）の全面的な完成」を宣言
	証券市場における不正行為の取り締まり強化を発表
	学習塾サービスの規制強化を発表
8月	**党中央財経委員会を開催。「質の高い発展の中で共同富裕を促進させる」方針を確認**
	芸能人のファンサークルビジネスを規制
	未成年に対するオンラインゲーム提供時間を制限
10月	**『求是』が8月の党中央財経委における習氏の演説を掲載。21世紀半ばまでに「共同富裕を基本的に実現」する方針を明示**
	全人代常務委が不動産税（房地産税）を一部都市で試験導入することを決定
（未定）	「共同富裕促進行動要綱」を制定

（出所）中国政府網、中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表4. 上海総合指数・香港ハンセン指数の推移

（注）直近は2021年11月10日
（出所）上海証券取引所、Hang Seng Indexes Company、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

不動産税の試験導入で所得再分配政策にも本腰

党の政治理論誌『求是』は10月、習氏が8月の中央財経委の会議で行った「共同富裕」に関する演説の一部を公表し、建国100周年（2049年）を迎える21世紀半ばまでに「共同富裕の基本的な実現」をめざす方針が明らかになった（図表5）。これにより、「共同富裕」が市場における規制・取り締まりの強化にとどまらない長期的な政策方針であることが確認された。

習氏はこの演説で、一部の国で格差が拡大、中間層が没落し、社会の分裂や政治の急進化を招いているとの認識を示し、中国は二極分化を防止し、共同富裕を促進して、社会の安定を実現しなければならないと表明。そのうえで、「資本の無秩序な拡張に断固として反対」する考えを改めて強調し、民営企業に対する取り締まりの継続を示唆した。

図表5.「共同富裕」の実現目標とスケジュール

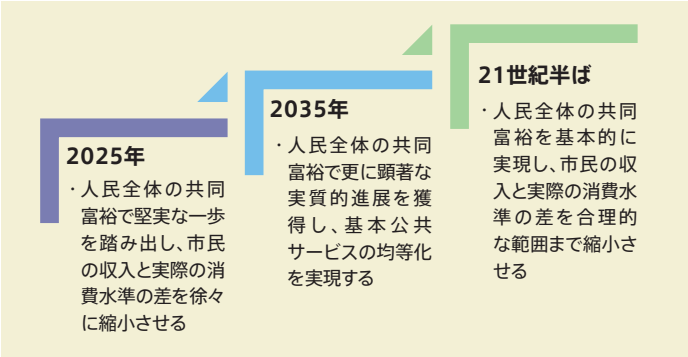

（出所）求是網より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

習政権は、前述の通り一次分配のあり方に手を加える一方で、格差是正の本丸である所得再分配の制度改革にも着手しようとしている。全人代常務委員会は10月23日、日本の固定資産税にあたる不動産税（房地産税）を一部の都市で試験導入する方針を決定した。中国の住宅不動産は、固定資産税が存在しないため保有コストが低く、人口流入による需要の増加に加えて値上がりを期待した投機的な取引もあって、大都市を中心に価格が高騰。当局は不動産購入制限や住宅ローン規制により価格上昇の抑制を図ってきたが、不動産を持てる者と持たざる者の格差は開く一方で、社会的な不満の声は大きい。

不動産税は、投機取引や価格高騰の抑制につながり、地方財政の安定化や所得再分配による格差是正にも寄与することから、導入が長年検討されてきた。しかし、市場に与えるインパクトや「持てる者」の反発の大きさを考慮して、2011年より上海市と重慶市において課税対象を限定した形で試験実施されてきたものの、本格的な実施は見送られてきた。

今回の決定が興味深いのは、上海・重慶の不動産税（房産税）が建物のみを課税対象としているのに対し、新たに試験導入される不動産税（房地産税）は土地使用権者も納税対象に含んでいることである。中国では土地はすべて国有（あるいは集団所有）であり、住宅や商業施設、工場を建設する企業等にはその使用権が与えられるのみである。使用者の資産ではない土地使用権にも課税しようとする今回の決定は、習政権が税財政制度の抜本的な改革を図る構えであることをうかがわせる。不動産税（房地産税）の試験都市は今後、国務院が選定し、課税規則もそれに伴って制定されることになるが、全人代常務委の決定は試験期間を5年としており、導入の影響を確認しつつ、慎重に課税対象の拡大を図るものとみられる。

中間層の拡大が期待される一方で政策リスクへの警戒も

習政権が「共同富裕」を掲げていることは、世界的な潮流と切り離すことができない。所得と富の格差拡大は欧米各国や日本でも社会問題となっており、所得再分配のあり方を見直し、格差を是正しようという動きが広がっているからである。ITプラットフォーマーに対する取り締まりについても、欧米でいわゆるGAFA（Fの「フェイスブック」はこのほど、社名を「メタ」に変更）によるデータと市場の独占が問題視され、規制が強化されつつあることと軌を一にする。

「小康社会」の実現を宣言した習政権が、貧富の格差を是正するために「共同富裕」政策を進めることは至極当然とも言える。所得分配機能が強化されて中間所得層が拡大すれば、消費主導型経済への転換が促進され、中国経済の持続的な成長を展望することができる。しかし、突然の規制変更によって教育サービスは壊滅的な打撃を受けており、中国内で事業を展開する多くの企業はいま、政策リスクを改めて強く意識せ

ざるを得ない状況となっている。民営経済への指導が行き過ぎれば、中長期的には企業のイノベーション意欲を削ぎ、潜在成長率の低下を招く懸念もある。そのため、当局には経済の活力を維持させつつ改革を推し進める微妙な舵取りが求められよう。

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言：みずほグローバルニュース（以下、「本誌」）記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権：本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責：本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかんにかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成：みずほ銀行　国際戦略情報部

お問い合わせ先

詳しくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

（2021年12月16日現在）